

2019年8月吉日

売買参加者様 各位

福岡食肉市場株式会社
代表取締役 吉田 満

消費税法改正に伴う対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、消費税法改正により、2019年10月から消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率制度等が同時に導入されることとなりました。

つきましては、当社では下記のように対応いたしますので、事前にご案内いたします。 敬具

記

1. 軽減税率の対象となる品目について

枝肉・部分肉が軽減税率の対象となります。

2. 売渡計算書の消費税計算について

当社では、2023年10月から開始する適格請求書等保存方式に向けて、2019年10月から、消費税の計算方法を変更いたします。

〔現行〕1明細毎(1頭毎等)に消費税を計算し端数処理

〔変更〕売渡計算書の合計税抜金額に対して消費税を計算し端数処理

※明細にも消費税を表示しますが、合計から按分した消費税相当額になります。

3. 売渡計算書の取り扱いについて

売渡計算書は出荷者に代わり発行する、請求書に相当する書類となります。そのため、別途請求書を発行することはありませんので、ご了承ください。

4. 本件に関するお問い合わせ先

福岡食肉市場株式会社 総務課
TEL 092-641-6135

以上